

## 条例に位置付ける人権侵害事象への対応体制

R7.9 人権・男女共同参画課調べ

### 1 各県が条例に位置付ける人権侵害事象への対応体制

条例に対応体制に関する規定を置く 9 県の規定状況と本県（人権相談）との比較

（条文、逐条解説などに基づき、本県で取りまとめたもの）

	他県条例の規定									本県	
	鳥取県	鹿児島県	宮崎県	愛知県	秋田県	三重県	佐賀県	山梨県	沖縄県	状況※1 相談実施	条例制定後
相談	相談体制の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	相談者への情報提供			○			○	○		○	○
	相談者への助言	○		○			○	○		○	○
	相談者への支援	○		○			○	○			○
	関係機関への紹介	○		○			○	○			○
	関係機関との連携確保	○		○			○				○
	関係機関への通告、通報						○			△※2	○
	相談員の研修						○				○
説示、あっせん・勧告						○	○				

※ 1：「長野県人権相談業務実施要領」及び「人権相談に関する基本方針」により実施

※ 2：△は法律上の義務がある場合及び生命の危険がある場合などの緊急の場合

### 2 三重県・佐賀県の人権侵害事象への対応方法

（条文、逐条解説などに基づき、本県で取りまとめたもの）

#### (1) 人権相談の内容

○ 1 の表のとおり

#### (2) 説示又はあっせん・勧告の実施手順（以下「あっせん等」という。）

○ まず相談 ⇒ 解決できないとき ⇒ 説示又はあっせん（以下「あっせん等」）

○ あっせんによる合意に従わないとき ⇒ 勧告

○ あっせん等の実績は、三重県で「説示 1 件」（R5 年度）

#### (3) あっせん等の分析

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不当な差別その他の人権侵害行為（法務局が行う人権侵犯事件の救済手続※を利用可能な事案と同様）</li> <li>○ 事実確認が困難である場合は対象外（理由：調査権限がない）</li> <li>○ 専門機関や個別条例が別に設けられている場合（労働、教育、子どもの人権等に該当する場合は対象外）</li> <li>○ インターネットの同和地区さらし行為は非対象（理由：個人の人権侵害ではない）</li> </ul>
手続の強制力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 強制力はない（出頭や調査を強制できない）</li> <li>○ 差別加害側が受け入れなければ、手続を行うことができない。</li> </ul>
結果の強制力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 結果には、裁判・民事調停のような既判力・執行力はない。→《参考 1》</li> <li>○ 合意に従わない場合行う「勧告」は非権力的な行政指導（強制力はない）</li> </ul>

※ 法務局が行う手続は、調整、説示・勧告、要請、通告、告発などにより人権救済に当たるもの。両県の条例と同じく強制力はない。県内では R6 年度に新規 103 件

### 3 本県の条例における考え方

#### (1) 相談体制の充実を推進

- 相談体制の充実を図り、相談者に適切な窓口や「終局的な解決力」を持つ解決方法を案内することで、より早く確実な解決を目的とする。
- 県が条例に人権侵害事象への対応方法として「説示、あっせん、勧告」を規定しても「相談」による場合と同様に「終局的な解決力」を持たせることができない。
- 県の救済を利用した後も、裁判等で争いを続けることが可能であるため、被害者側が裁判等の「終局的な解決力」を持つ手段をとるまでの期間を引き延ばすために差別加害者により悪用されるおそれがある。

#### (2) 条例において規定する「相談」の目指す姿

- 県の多様な専門相談窓口の周知に努める。
- 人権相談窓口に寄せられた相談がこれらの専門相談窓口（とり分け終局的な解決力がある窓口）に相応しいものである場合は、当該窓口と連絡をとり、取り次ぐ。
- 相談内容に相応しい解決方法が不明な場合は、以下の方法により適切な関係機関を相談者によって探求し、相談者を当該関係機関に紹介する。
  - ① 日ごろから県以外の関係機関と連携をとる体制を構築し、相互に照会し合って相談者にとって適切な相談先を探す。
  - ② 県の人権相談窓口から必要な時に助言を求められるような仕組みの構築・活用を検討し、適切な相談先につなぐ。（本県の性暴力被害者支援センターにおいては同様の制度を設け、成果を上げている。）
  - ③ 経済的な事情等により裁判等の手続をとることができない相談者に対しては、法務局と連絡をとり「人権侵害事件の救済手続」の利用につなげる。（法務局の人権侵害事件の救済手続は、同じく強制力のない手続であるが、調査、説示、勧告などを行う体制が充実）

#### 《参考1》 紛争解決手続の比較

	民事調停	仲裁	条例によるあっせん
実施機関等	裁判所	仲裁人（弁護士等）	三重県・佐賀県
利用の申込先	簡易裁判所の窓口	弁護士会等	各県の担当課
根拠法令等	民事調停法	仲裁法	人権条例・民法（和解）
当事者の呼び出しの強制力	あり 過料（5万円以下）の制裁を受ける	なし 当事者の合意がなければ実施されない。	なし 加害者が受け入れないと実施されない。
判断の効力	確定判決と同一（第16条）	確定判決と同一（第45条）	当事者が受け入れれば、和解契約の効力

※確定判決の効力：紛争の蒸し返しを許さない既判力と強制執行を行いうる執行力が重要

**確定判決**：通常の不服申立方法によっては取り消したり変更したりすることができない状態に達した判決

**確定判決の効力**：民事訴訟法上、その内容に従って既判力、執行力等を持つ。

**既判力**：同一当事者間で同一事項が後日別の訴訟で問題になったとしても、当事者は確定した判決の判断に反する主張をすることができず、裁判所もこれと抵触する裁判をすることができないという拘束力のこと（民訴法第114条）

**執行力**：民事訴訟法上は、一般に、給付義務を実現させるために強制執行を行いうる効力をいう。

（用語の意味の出典：有斐閣「法律用語辞典」）

《参考2》 「相談」について条文中に直接規定している9県の規定（制定順）

#### **鳥取県** 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

（人権に関する相談）

第8条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

（1）相談者への助言

（2）国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介

（3）関係機関と連携した相談者の支援

（4）その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### **鹿児島県** 鹿児島県人権尊重の社会づくり条例

（差別のない社会づくりに向けた取組）

第5条 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進するものとする。

2 県は、差別のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携協力しながら、人権教育及び人権啓発の実施並びに相談体制の充実に努めるものとする。

#### **宮崎県** 宮崎県人権尊重の社会づくり条例

（相談支援体制）

第7条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じる体制を整備するとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

（1）相談者の相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言

（2）国、県、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関（以下「関係機関」という。）の紹介

（3）前2号に掲げるもののほか、相談者に対する必要な支援

2 県は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### **愛知県** 愛知県人権尊重の社会づくり条例

（相談体制の整備）

第六条 県は、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう、人権に関する相談に対応するための窓口の設置その他必要な体制の整備を行うものとする。

#### **三重県** 差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例

（相談体制）

第十二条 県は、不当な差別その他の人権侵害行為を受けた者、その家族その他の者からの人権

侵害行為その他の人権問題に関する相談に応じなければならない。

- 2 県は、前項の相談（以下この章において単に「相談」という。）があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 市町、関係機関等と必要に応じて連携して、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応を行うこと。
  - 二 必要に応じ、関係機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
- 3 相談に応ずる者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 県は、第二項の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談に応ずる者に対し、同項の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

#### **佐賀県** 全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例 (相談体制)

第8条 県は、人権侵害行為を受けた者、その家族その他関係者の人権に関する問題についての相談体制を整備し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 相談者への助言
- (2) 相談内容に応じた必要な情報の提供及び関係機関の紹介
- (3) 前2号に掲げるもののほか、相談対応として必要な支援

#### **秋田県** 秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例 (基本的施策)

第六条 県は、県民及び事業者の多様性に満ちた社会づくりについての理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、第三条に規定する行為に関する相談に応ずるため、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### **山梨県** 山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例 (基本的施策)

第九条 県は、県民及び事業者の多様性を認め合う共生社会づくりについての理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、第三条各項に規定する行為に関する相談に応ずるため、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### **沖縄県** 沖縄県差別のない社会づくり条例

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、不当な差別のない社会の形成に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めること。
- (2) 不当な差別に関する相談に的確に応ずること。
- (3) 不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことにより、不当な差別の解消の推進を図ること。

- 2 不当な差別的言動に関する施策

(インターネット上の不当な差別的言動に関する施策)

第8条 県は、インターネット上の不当な差別的言動の解消を図るため、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発を行うとともに、インターネット上の不当な差別的言動その他の中傷に関する相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第13条 県は、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 多様な性的指向及び性自認があること並びに性的指向及び性自認に関する不当な差別による人権侵害及びその解消の必要性について県民の理解の増進を図るために、学校、職域その他の様々な場を通じて行う教育活動及び啓発活動
- (2) 性的指向及び性自認に関する相談の実施及び情報の提供
- (3) 前2号に掲げるほか、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るために必要な施策